

特定操縦免許【移行講習】と免許申請のご案内

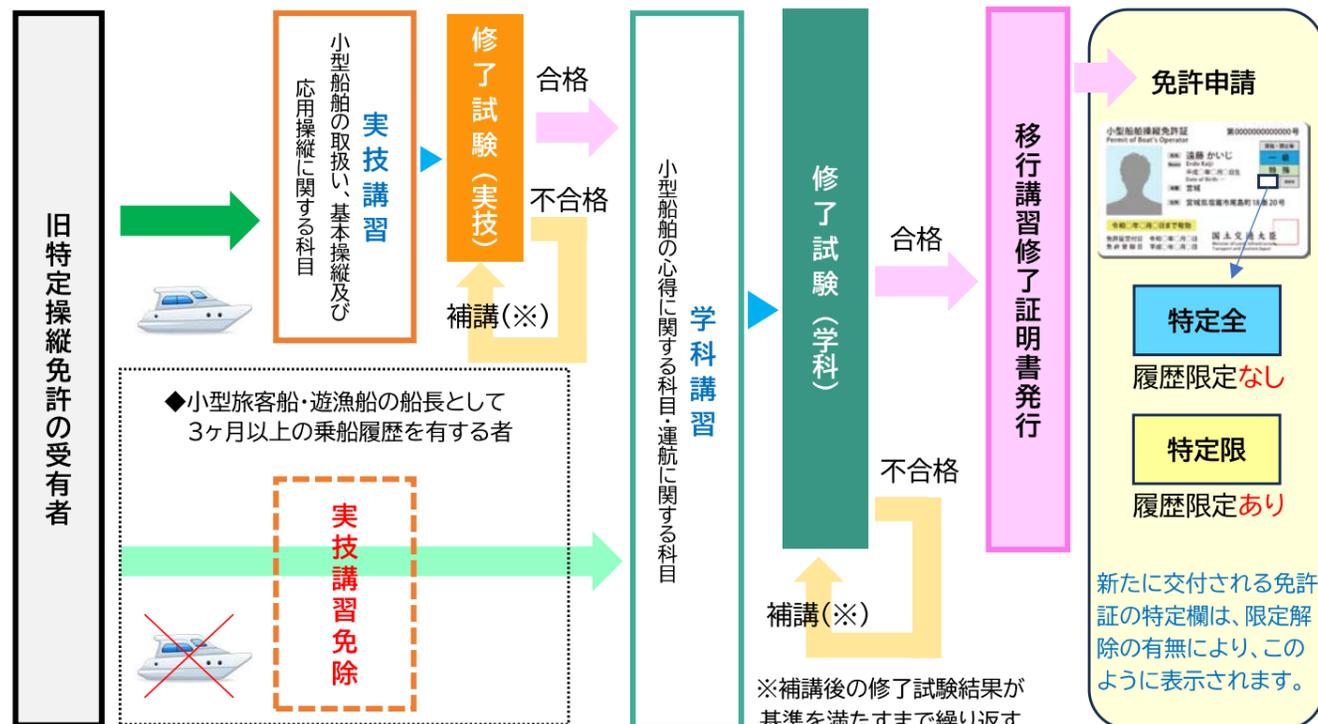
『特定操縦免許』とは、旅客船や遊漁船など人を輸送する小型船舶の船長になろうとする方に必要な資格です。船舶職員及び小型船舶操縦者法の改正に伴い、令和6年4月から特定操縦免許制度が変わりました。

既に特定操縦免許をお持ちの方は、経過措置として令和8年3月31日までは特別な手続きをすることなく、引き続き小型旅客船や遊漁船に船長として乗船することが出来ますが、その間に移行講習を受講し「新・特定操縦免許」の交付(免許申請)を受けなければ、既存の特定操縦免許の資格が抹消されますのでご注意ください。

改正点 ① 特定操縦免許講習の創設

特定操縦免許を取得するための講習が、これまでの小型旅客安全講習から「特定操縦免許講習」へと名称を改め、講習内容も大幅に改正されました。従来の小型旅客安全講習の内容である救命に関する科目(7時間以上)に、小型旅客船の船長の心得に関する科目(学科4時間以上)及び小型船舶の取扱い、基本操縦及び応用操縦に関する科目(実技4時間以上)が追加され、合計15時間以上の講習課程となります。また、新たに修了試験が導入され、科目毎に行う修了試験に合格した者に対してのみ修了証明書が交付されます。このため、不合格の場合は、合格基準に達するまで補講・再試験が行われます。

令和6年3月31日までに特定操縦免許を取得している方は、移行講習(特定操縦免許講習の課程のうち、今回拡充される内容に相当する部分)を修了し試験に合格することで、新しい特定操縦免許を受けることができます。



POINT

小型旅客船や遊漁船の船長として3ヶ月以上の乗船履歴がある方は、移行講習のうち実技講習を免除することができます。

→ ただし、乗船履歴の証明が必要となります。

【必要書類】 乗船履歴証明書(小型旅客船用・遊漁船用)、船員手帳・雇用契約書等

改正点 ② 履歴限定の導入

新たな制度では、新・特定操縦免許が付与される時点で必要な乗船履歴がない場合、小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域が平水区域に限定されます。履歴限定は後から解除することも可能です。

< 限定解除に必要な乗船履歴 >

沿海区域(限定沿海を含む)以遠を航行する総トン数 200トン未満の船舶において船長、航海士又は甲板部員として乗り組んだ1年以上の履歴



沿海区域以遠を航行する小型旅客船・遊漁船の船長となるためには、上記の乗船履歴を積むことにより履歴限定を行う必要があります。

新しい特定操縦免許に切り替えた時点で、令和8年3月31日までの経過措置期間中でも履歴限定制度の対象となります。

沿海区域以遠で船長業務を行う場合、必要な乗船履歴を満たす状態になってから免許の切り替えをお願い致します。

【乗船履歴の証明方法】

証明しようとする履歴において乗り組んだ船舶が船員法の適用船かどうかで必要書類が変わってきます。履歴限定解除に必要な乗船履歴を既にお持ちの方は、移行講習の修了試験に合格後、免許申請の際にこれらの書類が必要となりますので、それまでにご用意していただくことになります。詳しくは遠藤海事事務所までお問い合わせ下さい。



お申し込み方法（移行講習+免許申請）

- 日程表よりご都合の良い日程をお選び頂き、遠藤海事事務所までお電話で仮予約をしてください。
※講習会は定員制ですので、満員の際は受講出来ない場合があります。
- 日程が確定しましたら、**受講日の10日前までに**下記の書類を遠藤海事事務所までご提出ください。

事前にご提出いただく書類

- ① 小型船舶操縦免許証の写し
- ② 写真2枚(タテ4.5cm×ヨコ3.5cm)提出の6ヶ月以内に撮影されたもの
- ③ 住民票1通(本籍地記載・1年以内に交付されたもの)
現在お持ちの操縦免許証に記載されている**ご住所や本籍等に変更のある方のみ必要です。**
- ④ 乗船履歴証明書（小型旅客船用または遊漁船用）
小型旅客船・遊漁船の船長として3ヶ月以上の乗船履歴が無い方はこの学科のみの講習を受講することが出来ません。実技講習が必要になります。
【併せて下記のいずれかの書類をご提出ください】
 - ・ 船員手帳又は船員手帳記載事項証明書の写し
 - ・ 船舶所有者から交付された労働条件通知書
 - ・ 遊漁船の場合、都道府県に届け出た業務規程の別表1（申請者が船長欄に記載されているものに限る）
 - ・ その他、船長として乗船したことが分かる客観的書類
- ⑤ その他
免許申請と同時に**限定解除(航行区域)を行う方は**、限定解除用の乗船履歴証明書の他、船員手帳等の書類が必要となります。
乗り組んだ船舶により必要書類が異なりますので、詳しくは遠藤海事事務所にお問い合わせください。なお、**こちらの書類は修了試験合格後にご提出ください。**

⑥ 料金

料金表をご確認のうえ、下記口座までお振り込みください。

【お振り込み先】

七十七銀行 塩釜支店 普通 5587051
遠藤海事事務所 代表 遠藤庸夫(エンドウツネオ)

2024年度 移行講習日程表（学科のみ・実技免除）

講習日	開始時間	開催地	講習会場	定員数
9月25日(水)	9:00	宮城県塩釜市	マリングート塩釜	20名
10月28日(月)	9:00	青森県青森市	はまなす会館	20名
10月31日(木)	9:00	宮城県塩釜市	塩釜商工会議所	20名
12月2日(月)	9:00	宮城県塩釜市	マリングート塩釜	20名
12月6日(金)	9:00	青森県青森市	はまなす会館	20名

※学科講習及び試験が終了し、合否が発表されるのは16時頃を予定しております。

【登録講習機関】 一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会 東北事務所

料金表

旧「特定」の資格種類	実技講習・試験省略のための乗船履歴の有無	講習内容	移行講習と免許申請の合計料金
1級小型船舶操縦免許受有者	乗船履歴を証明できる方	学科4時間+修了試験	29,000円
	乗船履歴を証明できない方	受講できません	—
2級小型船舶操縦免許受有者	乗船履歴を証明できる方	学科4時間+修了試験	28,800円
	乗船履歴を証明できない方	受講出来ません	—

免許申請と同時に**限定解除(航行区域)**を行う方は、上記の料金に**3,000円**が加算されます。
(限定解除用の乗船履歴証明書等のご提出が必要です。)

免許申請について

移行講習を受講し修了試験に合格すると、『移行講習修了証明書』が交付されます。修了証明書は弊所が直接「日本海洋レジャー安全・振興協会」に取りに行きますので、お客様はそのままお帰りになられて結構です。

弊所は、移行講習修了証明書・その他限定解除に必要な書類等が揃いしだい、新しい特定操縦免許証の交付手続きを行います。交付に掛かる日数は1~2営業日以内です。免許証は簡易書留で郵送させていただきますので、ご自宅以外の郵送をご希望の場合は事前に遠藤海事事務所までお知らせください。



お申し込み・書類のご提出先



遠藤海事事務所

〒985-0021 宮城県塩釜市尾島町18番20号

☎ 022-362-3616